

令和7年度

池田市・箕面市・豊能町・能勢町

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

《居住支援系サービス》

(共同生活援助・自立生活援助)

池田市・箕面市・豊能町・能勢町
広域福祉課 障害事業者グループ

1. 運営指導における主な指導事項について
2. 大阪府内 居住支援系の行政処分事例について
3. 大阪府外 居住支援系の行政処分事例について
4. 事業運営上の重点事項

1. 運営指導における主な指導事項について

1. 運営指導における主な指導事項について

令和5年度から令和7年度に広域福祉課管内で運営指導を実施した居住支援系サービス（共同生活援助）での主な指導事項

指摘事項	指摘内容
モニタリングの実施	利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握するため、面談やモニタリングを実施し、心身の状況等の把握に努めること
サービス提供記録に関すること	サービス提供の記録について、指定共同生活援助を行った際は、利用者ごとに行なった日の内容その他必要な事項を記録すること。また、サービス提供記録は、支給決定障害者等から指定共同生活援助を行ったことについて、確認を受けること
受給者証に記載する内容	入居又は退去に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退去の年月日、その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載すること

指摘事項	指摘内容
サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（サービス担当者会議）を開催する際、利用者や相談支援専門員等の必要な担当者を招集して開催すること
	サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること
	サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者及び利用者等に対して相談支援を行う相談支援事業者等へ交付すること。また、交付した記録を残すこと
業務継続計画	感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの継続的な実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を作成すること
研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに必要な介護技術等、従業者の資質向上のための研修の機会を確保すること。 ・従業者に対し、感染症及び食中毒の防止及びまん延の防止のための研修並びに訓練を年2回以上実施すること ・従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を年1回以上定期的に開催すること ・虐待防止の対策検討委員会を年1回以上開催し、その内容を従業者に周知徹底すること

指摘事項	指摘内容
重度障害者支援加算	重度障害者支援加算の算定要件にある、行動障害を有する利用者に係る支援計画シートが作成されていなかったため、作成し、既に請求済みの当該加算による給付は返還すること
夜間支援体制加算 長期入院時支援特別加算 帰宅時支援加算	支援内容等につき、個別支援計画に位置づけることが前提となる加算につき、個別支援計画に当該加算適用の旨を記載すること

2. 大阪府内 居住支援系の行政処分事例について

2. 大阪府内 居住支援系の行政処分事例について

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和6年 2月1日 (指定取消)	東大阪市	共同生活援助	<p>訓練等給付費の不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 ・法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。 ・個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理責任者が作成したかのように装い、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) 人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。</p>

3. 大阪府外 居住支援系の行政処分事例について

3. 大阪府外 居住支援系の行政処分事例について

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和6年8月31日 (指定取消)	愛知県 名古屋市	共同生活援助	<p>金錢的虐待 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) 食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、障害者虐待防止法第2条第7項第5号に規定する「障害者福祉施設従業者等による障害者虐待」に該当し、障害者総合支援法第42条第3項における人格尊重義務に違反した。</p> <p>不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。 ・障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費の請求を行った。</p> <p>虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第7号該当) ・令和2年12月16日の障害者総合支援法第48条第1項に基づく監査により提出を命じた書類について、実態と異なる従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、出勤簿を提出した。更に、令和5年2月13日に実施した障害者総合支援法第48条第1項に基づく監査における提出書類について、実態と異なる出勤簿を提出した。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
			<p>(障害者総合支援法第50条第1項第11号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者を配置しているものとして平成31年3月8日、令和元年8月8日に変更届出書を提出した。
令和6年12月27日 (一部効力停止)	茨城県 水戸市	共同生活援助	<p>人格尊重義務違反 (法第50条第1項第3号)</p> <p>開所した令和4年3月から、令和5年3月までの期間において、食材料費として利用者から徴収した費用と実際にかかった費用に大幅な差額が生じていたにもかかわらず、精算して利用者に差額を返還せず、利用者から不当に財産上の利益を得ていた。（経済的虐待）</p>

4. 事業運営上の重点事項

4. 事業運営上の重点事項

令和6年度報酬改定の概要

①利益供与等の禁止

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚労省令第171号）

●第38条

- 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

○解釈通知（最終改正 令和7年3月31日付 こ支障第86号 障発0331第21号）

- 指定事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者 （障害福祉サービス事業者以外の事業者） に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと。
- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること



当該規定に違反するものと明確化

②グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現 行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000単位/月** * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ) 80単位/日** * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

* 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】**ピアサポート実施加算 100単位/月** * 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】**居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回** (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算

* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

③グループホーム退居後における支援の評価

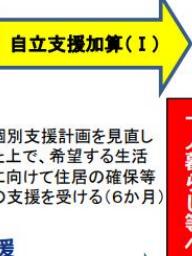
【新設】**退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月** * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】**退居後ピアサポート実施加算 100単位/月** * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



生活支援 →



3. 退居後の支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で7：1以上で配置。
日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日	*行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに +150単位／日
【新設】（初期） 500単位／日	*180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位／日
【拡充】重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日	*行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに +150単位／日
【新設】（初期） 400単位／日	*180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位／日



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置 6:1 以上）

【現 行】共同生活援助サービス費（Ⅲ）	区分6：583単位	区分5：467単位	区分4：387単位	区分3：298単位	区分2：209単位	区分1以下：170単位	（単位／日）
【見直し後】共同生活援助サービス費（Ⅰ）	区分6： 600 単位	区分5： 456 単位	区分4： 372 単位	区分3： 297 単位	区分2： 188 単位	区分1以下： 171 単位	（単位／日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】人員配置体制加算（Ⅰ）	区分4以上 83単位／日	区分3以下 77単位／日	*特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ）	区分4以上 33単位／日	区分3以下 31単位／日	*特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可 *介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

«地域との連携等【新設】»

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。



- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

研修受講お疲れさまでした。

令和7年度集団指導は以上です。

動画研修《共通編》紙面研修《サービス別》の両方を受講後、

受講後のアンケートはLogoフォームで回答してください。

回答は、事業者（指定番号）毎に行ってください。

回答が無い場合、集団指導未受講となり、運営指導の対象となります。